7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事 業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

中心市街地の商業の現状は、平成3年から平成16年の間に小売店舗数が約29.4%、 小売販売額が約35.1%減少し、空き店舗数は平成14年から平成18年の間に7店舗増 加しています。また、歩行者通行量(平日と休日の平均)はピークの平成5年から平 成19年の間に約60.2%減少している状況です。これは、中心市街地の大型店撤退や 郊外部へのショッピングセンター等の立地が要因となっていると考えられます。

市民アンケートの結果からも、大部分の市民は中心市街地に対して何らかの要望 をもっており、特に、利用目的が買物や飲食の割合が高いことから、「店舗の魅力向 上」や「景観整備」を望む意見が比較的多い傾向にあります。また、「観光客が多く 訪れる街|を望む意見も多く、中心市街地には賑わいが必要であると考えられます。

また、NPOや民間企業などの「子育て」、「情報・技術」、「芸術」、「観光」、「仕事・ 就業」、「学習」といった幅広い分野での取り組みが活発化しており、様々なサービ スの構築など商店街との連携が求められています。

(2) 商業の活性化を実現する必要がある理由

このような状況を踏まえ、市民だけではなく訪れる観光客にとっても魅力のある 中心市街地にすることが重要となっており、そのためには、商業者や市民など多様 な主体により、店舗及び商店街の魅力の向上やイベント、その他ソフト事業などを 実施することが必要となります。その際には、消費者ニーズや高齢化、農村部との 連携、滞在観光の実現といった当市の課題を十分考慮することが求められます。

その上で、「歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」を実現するためには、以 下のような事業を推進する必要があります。

- 大規模小売店舗立地法の特例措置 中土手町商店街環境整備事業
- 中土手町来街者サービス等拠点施設整備・運営事業
- 土手町コミュニティパーク整備事業 弘前駅前地区再開発ビル再生事業
- 都市計画道路3·4·7号弘前宮地線整備事業
- 弘前中央食品市場再生事業
- 津軽弘前屋台村整備·運営事業
- お買い物回数券発券事業
- 中心商店街サービス構築事業
- お買い物自転車貸出事業
- 中心商店街ぶらっと散策ガイド事業
- 歩行者天国定期開催事業
- 都市と農村交流事業
- 空き店舗、空き地地権者意向調査事業
- テナントミックス·商店街コーディネート事業
- 空き店舗活用チャレンジ融資利子補給措置
- 商業近代化資金融資の特例措置● 商店街等近代化促進補助
- 中心市街地各種イベント開催事業 アドバンス商店街支援診断事業

(3) フォローアップの考え方

計画期間内の各年度において、既に開始している事業については進捗状況の点検、完了した事業については事業効果について検証を行い、必要な改善等を講じていくこととします。



中土手町商店街環境整備事業完成予定図



「よさこい津軽」

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	目 標 達 成 の た め の 支援措置の内容 その他 位 置 付 け 及 び 必 要 性 及 び 実 施 時 期 の事項
O事業名 弘前市	当市の中心市街地の商店街には、複 〇措置の内容
大規模小売店舗立地	数の商店街への誘客効果をもたら 大規模小売店舗立
法の特例措置	す大規模小売店舗が存在しており、 地法の特例
〇内容	それらが商店街の回遊性向上の核 〇実施時期
青森県に対して第一	店舗の役割を果たし、市民や観光客 平成20年度
種大規模小売店舗立	が訪れる場となっています。今後、
地法特例区域の指定	消費者ニーズに対応した商店街づ
に係る要請	くりを目指すにあたっては、中小の
〇実施時期	個店における消費者ニーズに対応
平成20年度	した事業の実施はもちろんのこと、
	大規模小売店舗の集客力が商店街
	への誘客に重要な役割を果たしま
	j.
	このようなことから、旧ハイローザ
	跡地などの大型店が撤退した空き
	地や弘前駅前地区再開発ビルなど
	の既存大型店を含む区域を特例区
	域に指定することにより、迅速な出
	店を促すことが可能となることか
	ら、「歩いて出かけたくなる賑わい」
	のあるまち」の実現につながる必要
	な措置です。
	また、このような位置づけである大
	規模小売店舗が、万が一、撤退や廃
	業という状況となった際には、後継
	店舗の誘致等において強力なイン
	センティブにもなることからも当 該措置の必要性は非常に高いもの
	です。

〇事業名

中土手町商店街環境 手町商店 整備事業

〇内容

県事業である歩道整 備事業に併せて、歩道 照明(街路灯)及び統 一看板(ファサード) を設置する

〇実施時期

平成19年度~21年度

弘前中土 街振興組

商店街の回遊性を高めるための、歩〇措置の内容 行空間の形成と景観の向上に資す|中小小売商業高度|中心市 る事業です。これにより、市民アン ケートの中心市街地に対する要望 | 民間中心市街地活 | 小商業 の上位にある景観整備・イメージの|性化事業計画の主|等活性 向上と歩行者に対する安全性が確 | 務大臣認定 保され、買い物等の利便性が向上す るようなサービス事業や集客を促 平成20年度 すイベントなどのソフト事業を併 せて実施することで、幅広い世代の 来街者増加と回遊性の向上が図ら れるものです。更に、県が実施する 「都市計画道路3・4・7号弘前宮地 線整備事業」と並行して行われるこ とにより、当該事業との相乗効果が 期待され、中心市街地活性化に重要 な役割を果たすことから、「歩いて 出かけたくなる賑わいのあるまち」 の実現につながる必要な事業です。

化事業に係る特定 街地中

〇実施時期

を活用

戦略的 化支援 事業費 補助金

●当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組 にもたらす影響(当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等)

中心市街地の歩行者通行量は年々減少傾向にあり、特に土手町の各商店街(上土手町・下土手町・ 中土手町商店街)の減少率は高くなっています。

《土手町3商店街における歩行者・自転車通行量(平日と休日の平均)の増減率》

平成5年度~平成19年度 3 商店街合計 **▲** 6 4 . 8 %

(上十手町商店街 ▲23.5%、中十手町商店街 ▲63.4%、下十手町商店街 ▲69.9%)

本2事業が行われる中土手町商店街は、土手町商店街の中心に位置していることから、他の2商店 街への回遊性も高まり、土手町商店街全体への波及効果も増大することが見込まれます。さらには、 土手町地区と駅前地区との回遊性の向上も期待できることから、商店街の魅力と賑わいの創出に寄与 するものです。

●個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特 性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結びついているのか、「個々の取組」と「共 同的な取組」との連動内容

土手町3商店街は「土手町商店街連合会」を組織しており、合同イベントやショッピングポイント 制度の導入など一体となった取組を進めています。一方、各商店街・個店ではファサード整備やソフ ト事業の実施など、魅力的な商店街づくりを行うこととしており、これらが連動し商店街の魅力と賑 わいの創出が図られるものです。

●当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

中心市街地の4商店街(上十手町・中十手町・下十手町・駅前商店街)の空店舗数及び率は、平成 18年度には34店舗(12.9%)で、平成14年度の27店舗(8.9%)と比較して7店舗(4.0%)増加して います。しかしながら、平成18年度には14年度の調査開始以来初めて減少傾向に転じるなど、改善傾 向が現れている特徴があります。

●文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

青森県が整備する「都市計画道路3・4・7号弘前宮地線整備事業」と一体的に行われるもので、商 店街の賑わいと同時に快適な歩行空間の確保も図られるものです。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事 業 名 、 内 容 及 び 実 施 時 期	宝饰主体	目	標	ii 成	. 0	D :	<i>t</i> :	め	の	支援措置の内容 及び実施時期	その他
○事業名 土手の整備事業 ○内容 学生の事業の内容 学生の事態のの場合では、 一の事でである。 学生のののでは、 一のでは、 一ので	ュニケーションズ	情市活者か出のた設歩致と報内動にらか実、は・しも	発の交も、けた機学拠便心く	能生点性市なめ広ケぎほとややのが街るに場ーなかか	、N整高地振重やトど、ら起の備いにわ要併でのイ、	業等はもおいと設挙利べ中家の、のけのなさが用ン心	支市若とるありれっ目下市援民者な、るまるて的等街	機団やる歩ます商いにの地 がはないままではの地間が高さいま。業をも扱活	この齢とて」ま施散合点性	○措置の内容 戦略的中心市街 地商業等費補助 金 ○実施時期 平成23年度~平 成24年度	
○事業名 中土事業【再掲】 ○内容 県事業であるで、 原事業に併灯)を 関事業にの の実施時期 平成19年度~21年度	街振興組 合	行事一位とれうンす加す道と該心す賑空業トに歩、なトると。路並事市こわ	間の形 です。 の か る 者 に	成こ市観対等スソ、の県7行相性、るとれ街整すの事フ幅向が引わ乗化歩ま	景に地備る利業ト広上実前れ効にいち観よに・多便や事いが施覧る果重て」	のり対イ安性集業世図す引こが要出向、すメ全が客を代らる総と期なか	上市る一性向を併のれ「泉に待役けに民要シが上仮せ来る者をよる害た	資子望の確立すて街もお崩りれる。 資ンの向係るイ実者の計事、、果な	つくり見られるかけ業当中たるのが上上さよべ施増で画し当中たる	○措置の内容 戦略中心で 地中小支援 地中小支援 神田 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
○事業名 中土ス等者 中上ス等営 ○内容 高・大変 ・変 ・変 ・変 ・変 ・変 ・変 ・変 ・変 ・変 ・変 ・変 ・変 ・変	街振興組合	りすすがそ軽サ街ソ事ーいち、がる必のに一しフ業スでい	快、た要た安ビたトの等出「」適そめとめ心スく事拠をか歴のなのにな、し事な業点整け史実	買メはり高て業るの施備た文いり、ま齢買やよ実設・く化	物ッ効す者い市う施や重なと空ト果。や物民な、コ営る触	間を的 家が・イ併ミす賑れが最な 族で観べせュるわあ	整大事 連き光ンてニこいえ 備限業 れる客トこうとのる	肩艮色 しつぞく はのいさにの でよ等なれてはあ観ける	は 気な来ののペ歩まの	〇措置の内容戦略中心市街地中小支援補助金〇実施時期平成 21 年度成 23 年度	

〇事業名

弘前駅前地区再開発 ビル再生事業

〇内容

商業機能と時間消費 型施設を導入する複 合商業施設の整備

〇実施期間

平成23年度~25年度

株式会社 マイタウ ンひろさ

JR弘前駅前に立地する当該施設 の再生は、まちなかでの滞留時間を 増加させる核施設として、新たな「弘 前の顔」としての魅力形成に効果的 な事業です。

まちなかでの滞留時間を増加させ る「時間消費型」の機能を中心に、 複合商業施設として地域に必要な業 種業態を導入 (テナントミックス) することにより、中心市街地の新た な魅力の形成と地域の商業力の向上 に貢献する極めて重要な事業であり ます。

特に、市の公共施設との連動によ

って施設全体を複合的に利用できる よう、子育て世代を主なターゲット とした業種の導入を進め、時間消費 を促進するとともに、パブリックス ペースを地域のNPOや文化団体等 へ開放することにより「まちなかを 拠点とした市民活動の促進」を進め る新たな拠点施設ともなります。 さらには、隣接した「歩行者専用道 路」との一体感を演出し、地域と連 携したイベントなどでの活用により 賑わいの創出と回遊性の向上が見込 まれるなど、多様な人々が集まる駅 前の核施設として、中心市街地活性 化に重要な役割を担うことから、「歩 いて出かけたくなる賑わいのあるま ち」の実現につながる必要な事業で す。

〇支援措置名

戦略的中心市街 地商業等活性化 支援事業費補助

〇実施時期

平成23年度~平 成25年度 (平成25年度は、 平成24年度の繰 越)

〇事業名

中心市街地各種イベー店街振興 ント開催事業

〇内容

中心市街地における、 集客効果のあるイベ ント等の実施

〇実施時期

昭和54年度~

(カルチュアロード)

十手町商 組合連合 会、中心 商店街、 中心市街 地活性化 協議会 他

現在中心市街地では、市民の文化活 動の発表の場である「カルチュアロ ード」やよさこいグループが集う「よ さこい津軽」、「駅前夏祭り」、「百石 町納涼夜店まつり」など、中心商店 平成 22 年度~ 街を歩行者天国にして行うイベント が多数実施されています。今後もこ のようなイベントを継続的に実施す るとともに、市民が足を運ぶような 新しいイベントも開催します。また、 中心市街地活性化協議会がイベント を取りまとめ、マネジメントする仕 組みを作ります。このことにより、 中心市街地への来街者が増加するこ とから、「歩いて出かけたくなる賑わ いのあるまち」の実現につながる必 要な事業です。

〇支援措置名

中心市街地活性 |化ソフト事業

〇実施時期

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事 業 名 、 内 容	実施主体	目 標 達 成 の た め の 位 置	支援措置の内容	その他
及 び 実 施 時 期		付 け 及 び 必 要 性	及び実施時期	の事項
○事業名 都市計画道路3·4·7号 弘前宮地線整備事業 【再掲】 ○内容 電線類地中化等 延長 L=約355m×2 幅員 W=3.0m(歩道部) ○実施時期 平成18年度~22年度		中土手町を通る都市計画道路 3・4・7号弘前宮地線の整備は、レトロモダンなまちをコンセプトに魅力的な商店街の形成を目指している中土手町商店街と連携し、電線類の地中化や歩道融雪等の整備を行うことで「歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」、「歴史・文化と触れあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。	○支援措置名 街路事業 ○実施期間 平成18年度~ 平成21年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事 業 名 、 内 容 及 び 実 施 時 期	実施主体		の他)事項
○事業名 弘前中央食品市場再 生事業 ○内容 既存の市場のテナン トミックス等による 再生事業 ○実施時期 平成20年度~	組合	中心市街地で「買物」をすることは、 来街者の最も多い利用目的となっていることからも、現在建物が老朽化し、 空店舗が増加してきた当該市場を消費 者ニーズにあった店舗構成として再生 することは、中心市街地活性化に重要 な役割を果たし、「歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」の実現につながる必要な事業です。	
○事業名 津軽弘前屋台村整 備・運営事業 ○内容 飲食屋台とライブ等 が実施できる多した商 業施設の整備 ○実施時期 平成19年度~	議会	津軽地方の食材を活かした店舗で構成されるとともに、併設の多目的ホールにおいてライブ等が開催される当該施設は、市民だけではなく観光客にも親しまれる場となることから、中心市街地への誘客に対して重要な役割を果たし、「歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」の実現につながる必要な事業です。	

○事業名 お買い物回数券発券 事業 ○内容 弘南バスと弘南鉄道 の回数券を活用した 中心商店街とのタイ アップ事業 ○実施時期 平成21年度~	鉄道㈱、 中心商店	郊外から中心市街地への交通機関である弘南バス(市内循環100円バス)及び 弘南鉄道の使用時間帯を指定した回数 券等を活用し、中心商店街の販売促進 事業とタイアップさせることは、弘南 バス・弘南鉄道の利用者及び中心商店 街への来街者の増加や中心市街地の回 遊性の向上に資することから、「歩いて 出かけたくなる賑わいのあるまち」の 実現につながる必要な事業です。	
○事業名 中心商店街サービス 構築事業 ○内容 商店街周辺地域への 宅配や、観光客を対象 にホテルへの宅配サ ービス等の実施 ○実施時期 平成21年度~	協議会	中心商店街と郊外の商業施設と差別化を図るためにも、中心商店街ならではサービスの構築が必要です。具体的な内容については、今後、中心市街地活性化協議会等で検討されますが、例えば、商店街での買い物を自宅へ、観光客であればホテルへ届けたりする宅配サービスは、高齢者の豊かな生活や、滞在型・回遊型観光を促す有効な手段となり、「歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」、「歴史・文化と触れあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。	
○事業名 お買い物自転車貸出 事業(社会実験事業) ○内容 市民等を対象とした お買い物を目的とし た自転車の貸出 ○実施時期 平成21年度~	中心市街 地活性化 協議会	現在観光客向けに自転車の貸出しを実施している「サイクルネット」のほかに、対象者を中心市街地に買い物に訪れた市民とする社会実験を実施することは、駅前及び土手町の2核の回遊性を実現できるほか、駐車場等公共交通に関する課題へも対応できることがら、中心市街地への誘客に対けたくなるいのあるまち」の実現につながる必要な事業です。	
○事業名 中心商店街ぶらっと 散策ガイド事業 ○内容 土手町及び周辺を散 策しながら、街の歴史 や文化、建物の解説を する ○実施時期 平成20年度~	弘前市、 中心商店 街他	中心商店街には、商業施設が多い一方で、歴史的・文化的な建物や古くからの名残が多く存在している場所です。また、商店街には弘前ならではとを案内し、広くPRすることで、散策目的の市民来街者のほか観光客の来街機会も増加することから、「歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」、「歴史・文化と触れあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。	
○事業名 歩行者天国定期開催 事業(社会実験事業) ○内容 土手町通りなどで定期 的な歩行者天国を実施 する。 ○実施時期 平成21年度~	中心市街 地活性化 協議会	土手町通りなどの一部に車両通行規制を行い、歩行者天国を定期的に開催することは、来街者が安心してショッピングができるとともに、イベントなどにより街の楽しさを味わう機会ができ、街の魅力が高まることから、「歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」の実現につながる必要な事業です。	

○事業名 都市と農村交流事業 ○内容 農村部で収穫された 農産物等を活用した 「市」や「まつり」の 実施及び産直施設マップの作成 ○実施時期 平成20年度~	弘前市、 農業団 体、中心 商店街他	「りんご」や「嶽きみ」など、全国的に知名度が高く、魅力に満ちた地元の農産物を活用した「市(いち)」や「まつり」の中心市街地での開催や、常設の産直施設をマップにより広く紹介する事業を行うことは、市民や観光客の来街が増加につながることから、「歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」の実現のためには必要な事業です。	
○事業名空き店舗、空き地地権者意向調査事業○内容空き店舗、空き地に係る地権者への意向調査○実施時期平成20年度~	中心市街 地活性化 協議会	空き店舗、空き地の現状を把握し、地 権者等に今後の利用方針などの意向を 聞き取る調査を行い、利活用策を検討 することは、空き店舗、空き地を解消 する基礎となるもので、アドバイザー による事業構想や店舗誘致につながる もので、「歩いて出かけたくなる賑わい のあるまち」の実現につながる必要な 事業です。	
O事業名テナントミックス・商店街コーディネート事業O内容専門家による空き方額空き地への魅力ある店舗の誘致O実施時期平成20年度~	中心市街 地活性化 協議会	中心市街地の空き店舗の増加や魅力的な店舗の不足は、アンケート調査においても課題として取り上げられています。このことに対応し、商業、流通業界に精通したアドバイザーを招致し、商店街の個店の状況を把握し、助言などを行うことにより、廃業や移転による空き店舗発生を防ぎ、かつ、空き店舗や空き地へ魅力ある業種、業態を誘致することは、「歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」の実現につながる必要な事業です。	
O事業名空き店舗活用チャレンジ融資利子補給措置O内容現行の利子補給率をあげ、活用率を高めるO実施時期平成21年度~	弘前市	青森県の「中小小売業等振興資金特別保証融資制度(空き店舗活用チャレンジ融資)」に協調し、市が保証料、利子の補給をすることにより、融資率を高め空き店舗の解消を図ることは、「歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」の実現につながる必要な事業です。	
○事業名 商業近代化資金融資 の特例措置 ○内容 中心市街地の店舗改 装、改築に特例を設 け、無利子融資とする ○実施時期 平成20年度~	弘前市	市の融資制度である「商業近代化資金」の融資条件特例措置により、店補の新築、増改築(これを伴う土地購入費含む)のための資金を無利子で貸し付け、空き地、空き店舗の解消を図ることは、「歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」の実現につながる必要な事業です。	

○事業名 商店街等近代化促進 補助 ○内容 商店街が実施するファサード、街路灯、その他の施設整備に対する助成 ○実施時期 平成20年度~	弘前市	商店街のファサードや街路灯などの整備に対する助成を行い、商店街の環境を整備し快適な空間を形成と商店街の魅力を高めることは、「歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」の実現につながる必要な事業です。	
〇事業名アドバンス商店街支援診断事業〇内容魅力ある個店づくりを支援するための調査及び診断〇実施時期平成20年度~	青森県	魅力ある個店づくりのために、専門家 や消費者の視点からの課題や提案を行 う支援事業を商店街で行うことは、「歩 いて出かけたくなる賑わいのあるま ち」の実現につながる必要な事業です。	